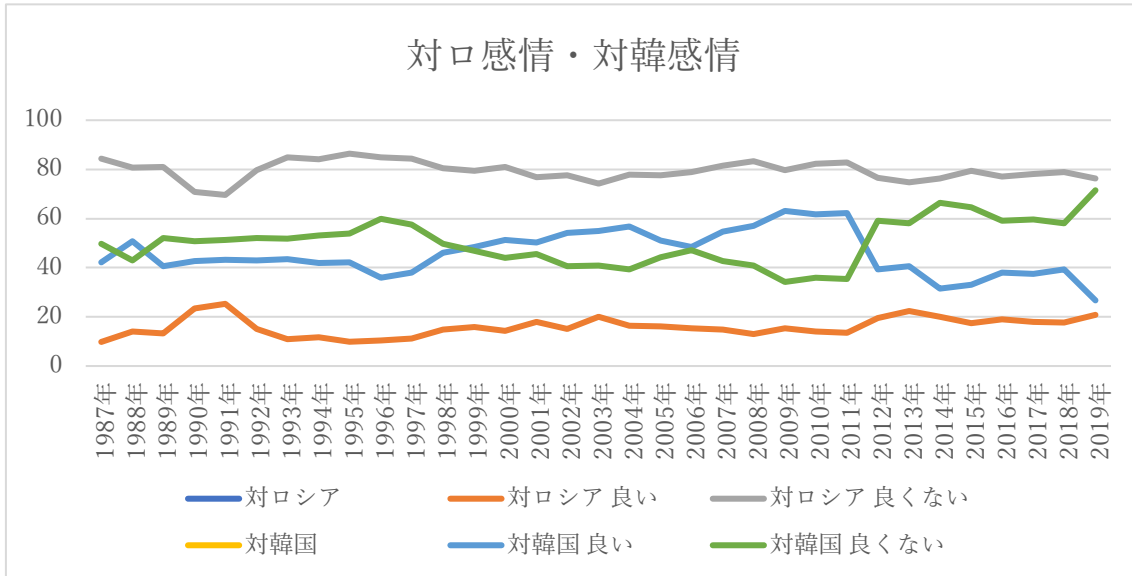
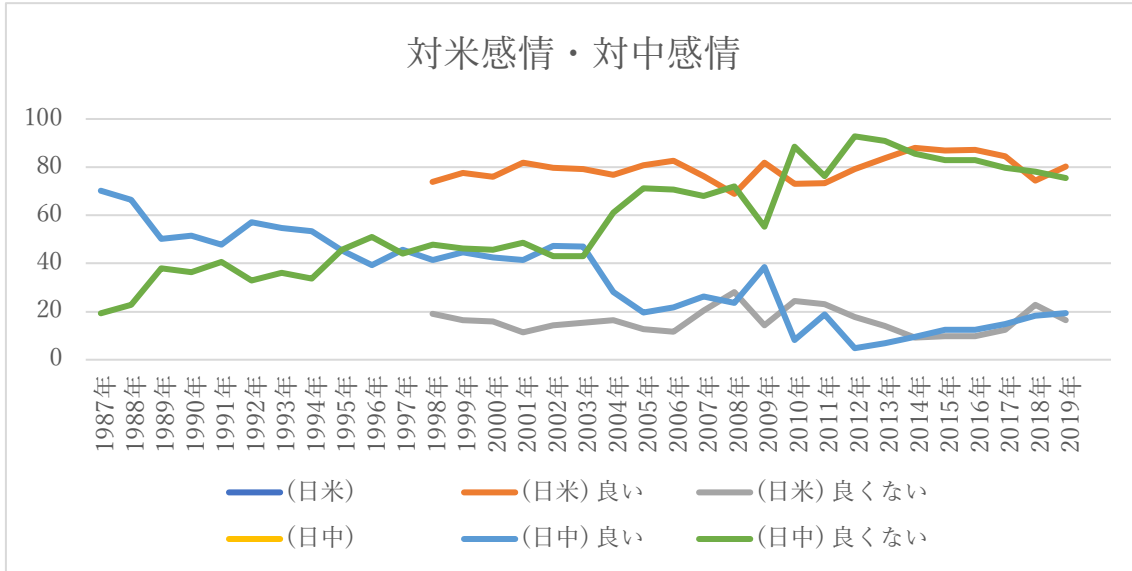


2021年8月4日

浅井基文



(出所) 内閣府世論調査

(はじめに)

今から思うと、私が外務省において、国交正常化後の対中外交にかかわっていた頃(1980年代前半)は日中関係における短い「安定期」だったと思います。日本人の対中感情は、1989年の天安門事件が起こるまでは対米感情にほぼ匹敵するほどの「良い」傾向(80%前後)が続いていました。主要国(米中ロ韓)に対する国民意識に関する内閣府(総理府)の世論調査データは以前1970年代まで遡っていたのですが、今回チェックしたところ、中国は1987年、アメリカは1998年以後のデータしか載っていませんでした。ですが、中国について上掲グラフで示されている1987年、1988年のレベルがそれ以前も維持される状況だったのです。ところが、1989年の天安門事件、2002年以後の小泉首相の靖国参拝、2009年から2012年にかけての民主党政権下の対中政策という3つの要素は日本人の対中感情を大きく押し下げ、2003年から2004年にかけて「良い」「良くない」が逆転、2010年以後は「良くない」がほぼ80%以上の高率で

推移するようになりました。

それに比べると、日本人の対米感情は一貫して「良い」が支配的であることが分かります(トランプ政権の登場が若干マイナスに作用したことが窺えますが、それほど顕著ではなく、日本人の「対米のめり込み」の様を反映しています)。また、参考に示しておきますが、日本人の対口感情はコンスタントに推移しています(「良い」20%前後、「良くない」80%前後)。興味深いのは日本人の対韓感情の推移です。金大中、盧武鉉両大統領時代は「良い」がおおむね 50%以上で李明博大統領の時代に引き継がれましたが、日韓関係緊張を背景にした李明博大統領の独島(竹島)訪問を契機に「良い」「良くない」が逆転し、その後は差が広がる傾向で推移してきています。中国と韓国に共通するのは、日本政府が原因を作って日中、日韓関係が悪化するのに、日本人は日本政府の責任を問わないで、中国、韓国に対する感情を悪化させるというパターンであることです。

話を戻します。1972 年から今日までの日中関係について、三つの時期に区別してお話することにしました。具体的には、今回(第 3 回):「日中平和友好条約と日中関係」(国交正常化-1972 年-から天安門事件-1989 年-まで)、第 4 回:「アメリカ「一極支配」と日中関係」(天安門事件後-1989 年-から民主党政権-2009 年~2012 年/2010 年には日中 GDP 逆転-まで)、第 5 回:「「米日対中国」の構図と日中関係」(第二次安倍政権-2012 年 12 月/習近平も 2012 年 11 月に総書記就任-以後今日まで)です。私自身の中国・日中関係とのかかわりについては、今日お話しする中で適宜触れたいと思います。

(参考文献)

- 「日中関係資料集」(「データベース「世界と日本」WS)。ちなみに、「データベース「世界と日本」WS は、日中関係に限らず、多くの原資料を載せていてとても利用価値の高いサイトです。
- 『日中国交正常化・日中平和友好条約締結交渉』(岩波書店 2003 年)
- 張香山『日中関係の管見と見証』(三和書籍 2002 年)
- 林曉光「1970 年代の中日関係—中日平和友好条約の締結—」(『日中国交正常化・日中平和友好条約締結交渉』所収)

I 1972 年~1977 年の日中関係

(1) 概観

1972 年の日中国交正常化以後、中国では「4 人組」が打倒(1976 年 10 月)されて文化大革命に終止符が打たれ、1977 年 7 月の鄧小平再復帰、1978 年 12 月の「4 つの現代化」路線提起(中国共産党第 11 期 3 中全会)によって、鄧小平指導体制のもとで本格的な「改革開放」路線が推進されることになった。ちなみに、1972 年から 1978 年にかけての日本政府については、田中(~1974 年 12 月)、三木(1974 年 12 月~1976 年 12 月)、福田(1976 年 12 月~1978 年 12 月)が、それぞれほぼ 2 年ずつ政権を担当した。1978 年の日中平和友好条約締結(8 月)を区切りとして、その前後に分けて考える。

ちなみに、私は 1980 年までの日中関係に関しては直接にも間接にもまったくかかわる機会がなかった。1971 年~73 年は在オーストラリア大使館勤務(経済担当 2 等書記官)、73 年~75 年は在ソ連大使館勤務(アジア及び中ソ関係担当 1 等書記官)、75 年~78 年は本省調査部勤務(2 年間は国際情勢分析担当の分析課、残り 1 年は外交青書担当の企画課)、78 年~80 年は条約局国際協定課長(79 年は GATT 東京ラウンド交渉関係諸条約(確か 12 の条約だったと記憶する)と国際人権規約の国会承認事務で目が回る忙しさを体験。80 年は難民条約及び同議定書、国際天然ゴム協定、国連工業開発機関(UNIDO)条約、国連海洋投棄条約、船舶トン数測定条約、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)、パナマ運河中立条約議定書、微生物寄託国際的承認条約(ブダペスト条約)、海上人命安全条約(SOLAS 条約)、日本スペイン航空協定、日本フィリピン小包協定等の国会承認事務で「滞貨一掃」に追われた)。ただし、分析課で国際情勢分析を担当したことは AALA への視野・問題意識を養うことに役立ったし、国際協定課長として様々な分野の多国間条約の締結事務にかかわったことも、その経験がなかったならば接するチャンスは一生を通じてあり得なかったであろう、「森羅万象にはすべて意味がある」という認識を我がものにする上で決して無意味ではなかった。

この期間中に学んだことの中で特に二つのことを紹介しておきたい。

一つは、在ソ連大使館勤務の2年間に中国大使館の人たちと交流を重ね、仕事を越えた人間関係を築くことができたことである。私は、台湾での語学研修の2年間弱に作家・陳映真(私の「生き様」を映し出し、問いかける「人生の鏡」)をはじめとする年代の中国人から多くを学んだ。モスクワでは大陸の中国人に初めて深く接し、ソ連専門家の集団である彼らから仕事関係(中ソ論争、ソ連、ロシア人)で多くを学ばせてもらったのはもちろん、彼らの豊かな人間性と物事を観察し、分析し、判断する思考力・思考方法とから多大な影響を受けた。私の中国及び中国人に対する基本認識は、以上の二つの時期での体験プラス在中国大使館勤務3年(1980年～1983年)の間の中国・中国人との接触を通じて得たものである。共通して言えることは、私はもともと良質な中国人と接することができたということだ。

嫌中・反中感情が横溢している日本では、「ずる賢い」「信用できない」「マナーがなってない」等々の中国人観が支配している。長い歴史の中で培われたのではないかと思うが、中国人は人間に関する観察眼が優れている。だから、相手の人品骨柄を判断して対応する。自らの体験に基づいて中国人を悪し様に言う人には、「まずは我が身をふり返ったらどうですか」と言いたい。

私が外務省の「先輩」でもっとも尊敬する橋本恕がかつて私にこう言ったことを鮮明に記憶している。「浅井よ、中国人と知恵比べしても絶対に勝てんぞ。誠心誠意でぶつかることだ。」橋本恕はいわゆるチャイナ・スクールではなく、彼がどこで中国人と交流したかは知るべきがない。しかし、私の実感も寸分違わない。

また、私の物事の見方(国際情勢分析を含む)も、毛沢東の「矛盾論」「実践論」から「人民日報」等の読み込みの過程で培われてきたことは否定できない。前回お話しした「主要矛盾と副次矛盾の区別」「歴史弁証法的に物事を見る」というのはその典型例だ。

もう一つは、国際協定課長時代に国際人権規約と難民条約の国会承認事務を担当したことで、永田町(国会と官邸)・国内官庁の人権感覚のありようについて貴重な体験をしたことである。要すれば、①これら条約を締結するのは対外的「アリバイ作り」以外の何ものでもない、②規約・条約上の義務の実現を国内的に担保するために求められる新法・法改正による「受け皿作り」はまったく考えていない、③国内的には「規約・条約上の義務は現行国内法ですべて満たしている」と言い抜ける、の3点に尽きる。要するに、個々人はともかく、永田町、省庁としての人権感覚はゼロといって過言ではないということだ。

国際人権法の確立は、各国国内法体系・立法原則の根幹に「尊厳」「人権」を据えることを要求している(義務づけている)。たとえば、よく知られているドイツ基本法第1条は、「人間の尊厳は不可侵であり、これを尊重し、保護することが国家権力に義務づけられている」と定める。これに対して日本国憲法第11条は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と定めるに留まり、国際人権法の確立を受けて第11条を見直す、あるいはドイツ基本法第1条的な規定を加えるといった憲法改正の提案・主張は聞いたこともなく、永田町・国内官庁はそれに「あぐらをかいて」いる。日本の侵略、植民地支配を受けたアジア諸国の人々の賠償・補償請求に対する日本政府の冷ややかな対応が改まらない原因の一つはここにある。

(2) 日中平和友好条約締結前の日中関係

1978年以前の日中関係について留意しておきたいのは、日中共同声明(第9項)で合意された「貿易、海運、航空、漁業等の事項に関する協定の締結」交渉が中国主導で確実に進められ、締結されたことだろう。すなわち、1974年1月、太平外相が航空協定締結交渉のために訪中した際、毛沢東と周恩来は、共同声明で規定した平和友好条約と4つの実務協定について1974年内の解決が望ましいと表明し、周恩来はさらに、「締結は早いほうが両国のためになる。田中・大平政権中の問題解決を希望する」と述べた。これによって、日中航空協定(1974年4月署名、同年5月発効)、日中貿易協定(同年1月署名、同年6月発効)、日中海運協定(同年11月署名、1975年6月発効)、日中漁業協定(1975年8月署名、同年12月発効)が結ばれたほか、日中商標保護協定(1977年9月署名、翌年3月発効)も締結された。

日中共同声明に具体的に記された4つの協定が74年から75年にかけて締結され得たことについては、中国国内事情を見逃すことができない。文化大革命で失脚した鄧小平が、周恩来の努力によって1973年3月に復活し、1976年4月(周恩来は1月に死去)に解任されるまで中国の政治・外交を束ねており、4つの協定はこの間に締結されている。ちなみに、日中商標保護協定は、「4人組」失脚後の1977

年7月に鄧小平が再復活した後に締結されている。

II 日中平和友好条約

私は今回、このレジュメを準備する中で多くのことを学び、認識を深めることになった。率直に言って、日中平和友好条約に関する私の従来の認識は、日中共同声明による「宿題をやり遂げる」程度の極めて薄っぺらなものにすぎなかった。正確に言えば、外務省を含む日本政府の考え方もその程度のものにすぎず、その認識は今も続いていると考える。この条約の締結交渉で日本側が問題視したのはいわゆる「反覇権条項」の扱い（「反覇権＝反ソ」とする中国の戦略に巻き込まれることを警戒）のみであり、それに尽きていた。日本側には中国側の条約締結にかかる真意を理解、認識しようとする真摯な姿勢はまったく欠落していた。

しかし、今回中国側、特に周恩来、鄧小平のこの条約締結に対する考え方に接して、私は自分の認識の浅薄さを思い知らされた。中国側の問題意識を正確に認識すれば、日中関係に占める日中平和友好条約の重要な意義を確認することができるし、その重要性を踏まえる私たちは、日中関係のあるべき姿・形についてもより明確な見方を持つことができるようになると思う。以下では、中国側特に周恩来と鄧小平の発言・アプローチを中心として条約交渉がいかなるものだったかを検証する。なお、日本側が交渉に臨んだ有様については、情報開示により明らかにされた、条約交渉に関する公電がすべて「データベース「世界と日本」WSの「日中平和友好条約」の頁に掲載されているので、興味がある人には参考になるだろう。

(1) 周恩来の基本的考え

○日本側事情を踏まえた「ツー・ステップ」方式

中日国交正常化前に訪中した公明党の竹入義勝と会談した周恩来は、中日国交正常化を二つのステップに分けることを提起した（ただし、前回紹介した「竹入メモ」には記述されていない）。最初のステップは国交正常化のために声明を発表して、相互が正式に承認を行う。次のステップは、平和条約を締結する。ただし単純な平和条約ではなく、「平和友好条約」を締結し、単純な平和条約から一步前進させる。こうすれば、私たちがどのようなものを結ぼうとしているのか、世界の人々に知ってもらい、安心してもらうことができる。もちろんこのような平和条約を結ぶことは中国の人民にとっても日本の人々にとっても必要で、互いにためになる。」

これは周恩来が、日本の国内政治に対する理解を踏まえ、日本側の発想に立って考え、深い思考をくり返した上で行った提案であった。国交正常化については政府の判断だけで行える共同声明で処理する。しかし、平和友好条約の場合は、日本では国会の審議や批准を経ることが必要なため難度がより高くなる。しかし、「紛争の平和的解決」「武力不行使」覇権を求めないなどに法的拘束力を持たせ、両国の行動をしぼるためには、条約として成立させることが必要だ。つまり、「ツー・ステップで進む」とは、できるだけ早く中日国交正常化を実現する目的と日中関係をしっかりした法的基盤に立たせるという目的をともに実現するために、周恩来が当初から考えていたことが分かる。周恩来の炯眼には舌を巻くほかない。

○平和友好条約に盛り込む事項

1974年1月に訪中した太平外相に、周恩来は、条約の内容と構成についての考え方を次のように述べた。

共同声明の第1項から第5項までは歴史を述べたものである。これはすでに肯定されたものであり、条約で再度提起する必要はない。残ったのは平和共存五原則と国連憲章の中の原則である。つまり両国は、平和的手段ですべての紛争を解決するべきであり、武力に訴え、武力的威嚇を行ってはならないということである（→第1条）。同時に排他的であってはならず、覇を称えず、また他国の覇権にも反対するという内容を条約に盛り込む（→第2条）。あとは経済、文化交流に関する項目を一項加える。もちろん、これは原則を書けばよい（→第3条）。

後で述べるように、周恩来の指摘した事柄以外に条約に盛り込まれることとなったのは日本側が提起し

た、条約は第三国に向けたものではないとするいわゆる「第三国条項」のみである。

(2) 「反覇権条項」問題と鄧小平

○三木政権と反覇権条項

1974年に自民党が参議院選挙で敗北し、田中政権は大きなダメージを受けた。中国はこれが平和条約交渉の阻害要因となるのを避けるべく、同年7月、喬冠華外務次官から木村俊夫外相に対して可能な限り早く交渉を開始することを要請し、日本側もこれに同意した。しかし、1974年末、田中内閣はロッキード事件のために退陣し、三木内閣が登場し、弱小派閥の三木武夫を首相に推した親台湾勢力が党と政府に対する影響力を強めることになった。

中国側は三木を中国の古い友人と考え、彼に条約締結への希望を託した。1975年1月から2月にかけての第2回予備会談交渉では、中日双方は、①条約は平和と友好に向かう両国の歩みを保証するもの、②その内容は共同声明を基礎とする、ということで合意し、条約の草案を交換した。ところが第3回予備会談で日本側は、①「反覇権」という言葉には「なじみ」がない、②「反覇権条項」は「平和条約の趣旨に反し」、日本憲法の本質とも抵触する、③条約を「対ソ条約」にしてはいけない、と提起するに至った。この日本側の態度急変に対して、周恩来は、①三木内閣は国内の派閥争いにとらわれ、戦略的な観点から中日関係を処理できない、②政治的に近視眼的で大局的な見方が欠けている、と指摘したという。

○反覇権条項の意義を強調した鄧小平

中国側は条約から「反覇権条項」を削除しようとした日本政府に反対した。1975年4月16日、鄧小平は訪中した池田大作と会見した際に次のように指摘した。

条約に覇権主義に反対するという内容を書きこむことには、二つの意義がある。

第一に、アジア太平洋地域において中国も日本も覇権を求めず、覇権主義を行わないということだ。中国は、このことによって私たち自身を抑制することを望んでおり、覇権を求めない。また日本がアジア太平洋地域で覇権を求めないという責任を負うことは、二度の世界大戦と百年近い歴史を経た経験を総括することになる。日本のイメージは長期にわたる歴史によって影響されている。反覇権条項を書きこむことは、日本がアジア太平洋地域の国家との関係を改善するために有益であるだけでなく、必要でもある。

第二に、この地域においていかなる国家やいかなる国家集団が覇権を求めることにも反対するということだ。現在実際にこの地域において覇権を求めている超大国がある。この一条を書きこむことは、彼らの内政に干渉することではなく、彼らの行動に干渉することである。他国を侵略したり、隷属させたり、支配したり、嫌がらせをする行動に対しては干渉を行わなければならない。

問題は、中日の友好がどのような基礎の上に成り立つのかである。中日両国間に貿易や人の往来があるだけでは十分ではなく、政治的基礎が必要である。反覇権条項は政治的基礎であり、だからこそ私たちはこの問題を重視している。共同声明の立場から後退してはならない。三木首相が勇気を出して政治的決断をすることを望んでいる。

以上の鄧小平の発言は極めて重要である。まず、鄧小平は反ソの立場を隠していないが、それはソ連が覇権主義を行っているからである。つまり、「ソ連の行動に反対する」のであって、「ソ連という国家に反対する」ということではない。次に、日本であれ中国であれ、覇権主義をやってはいけないという義務を負うことになる、ということが反覇権条項の狙いだ。鄧小平は過去の日本軍国主義の行動を想起させて、日本がその歴史をくり返さない保障となる反覇権条項の重要性を指摘している。もちろん、中国も同様の義務を負う。もう一つ重要な点は、「いかなる国家やいかなる国家集団が覇権を求めることにも反対する」という表現で、日米軍事同盟が将来的に覇権的行動に出ることに対して反覇権条項で縛ろうとする考えを明確に表明していることだ。現在のバイデン・菅共同声明に基づく米日の中国抑え込み行動は正しく覇権行動であり、条約に違反し、許されないということになる。

○交渉の停滞

(「宮沢4原則」)

1975年9月、宮沢外相と喬冠華外相が国連総会に出席した際、2回(合計10時間)の会談を行った。宮沢は、「①アジア・太平洋地域だけでなく、世界のどこでも覇権には反対する。②覇権反対は特定の国家に向けられたものではない。③覇権反対は日中の共同行動を意味するものではない。④国連憲章の精神と矛盾することは受け入れられない」とする日本政府の立場(「宮沢4原則」)を表明し、正式に「第三国条項」(→第4条「この条約は、第三国との関係に関する各締約国の立場に影響を及ぼすものではない。」)を条約に規定することを提起した。

これに対して10月3日、鄧小平は小坂善太郎衆議院議員と会見した際、次のように述べた。

覇権主義に反対する共同声明の内容は全部中日平和条約に書き入れなければならない。…いずれにせよ共同声明はあるのだから、多少時間が遅れてもかまわない。…しばらく何もしない方がマシだ。共同声明から後退はできないし、どのような説明も事実上後退に当たってしまう(王泰平『新中国外交50年(上)』1999年)。

しかし日本側は、「宮沢4原則」を含む条約の新提案を正式に行った。1975年から76年にかけて、両国は何度も意見を交換したが、なんら実質的な進展を見ることはできなかった。

(中国国内政治状況)

中国側の立場は、共同声明を堅持するという原則のほか、当時の国内的な政治環境と関連していた。1974年から75年にかけて、病気が重くなった周恩来の支持のもとで、鄧小平は中央の工作を管轄することとなった。「4人組」はこれに非常に不満で、周・鄧主導の外交を「西洋を崇拝し外国に媚び」た「売国主義」と攻撃した。しかも毛沢東と周恩来はともに病床にあり、「最高政策決定のプロセスには徐々に混乱が生じ、これによって中国の内政と外交はともに宙ぶらりんの状況に陥った」(李捷『從解凍到建交:中国政治變動与中米關係』『党的文献』2002年第5期)。1975年末には毛沢東が鄧小平を厳しく批判し、1976年1月には周恩来が死去したため、鄧小平は再び失脚し、「4人組」を代表とする極左勢力が再度勢力を盛り返した。しかし1976年9月の毛沢東の死、華国鋒指導部による「4人組」打倒を経て、1977年7月、鄧小平が再び復歸した。鄧小平は政治路線の転換と外交的突破を実現するため、二つの大きな外交的決断を下した。第一に中日平和友好条約を締結すること、第二にアメリカとの国交正常化を実現することである。鄧小平が目指したのは、外交的突破を通して中国経済の近代化建設のために良好な外部環境を作り出し、改革開放政策を本格的に推進することだった。

○福田政権と条約交渉

日本では、1976年12月に三木内閣から福田(起夫)内閣への政権交代が行われた。しかし、福田政権は条約交渉再開に言及(注:1月の施政方針演説で福田首相は「日中平和友好条約については、両国は一致して速やかに締結したいという願望を持っている。日本政府はさらに努力し、双方が満足するという状況の下で目標の実現に努める」と述べた)しながら、積極的な動きを見せなかったため、日本国内では条約締結支持の立場から行動が起こった(3月11日に「日中平和友好条約推進委員会」成立。3月20日には日中協会の茅誠司会長が福田首相と会見して条約の速やかな締結を申し入れ。3月21日には日中友好議員連盟が総会を開催、条約の速やかな締結要望決議採択)。中国側では同年7月に鄧小平が再復活し、福田首相に対する働きかけを強めることとなった。1977年9月10日、日中友好議員連盟の訪中団と会見した鄧小平は、次のように指摘した。

「福田首相の過去の立場については私たちも理解している。この件をやっていくと声明している以上、私たちも期待している。実際こんなことは一秒で解決できる。一秒というのは「調印」ということである。」(中共中央文献研究室『鄧小平思想年譜(1975—1997)』1998年版)

鄧小平の以上の発言で中国側の条約締結に対する積極姿勢を確認した日本各界は9月29日に「条約促進国民大会」を開催し、「国民の同意はとれている。問題は福田首相の決断である。迅速に決断し、即時条約を締結するべきである」とする決議を採択した。その後、日中協会主催の日中国交正常化5周年記念大会が開かれ、出席した福田首相は「日中間には最大の懸案が残っている。私は一刻たりともこのことを忘れたことはない。私は両国民が心から祝福するという状況下で締結したいと思う。これは私の考えであると同時に、政府の考え方でもある」と表明した。

(福田政権の交渉決断と鄧小平の対応)

1977年11月28日に福田首相は内閣改造を行い、官房長官だった園田直を外相に、安倍晋太郎を官房長官に据えた。この人事は、自民党及び福田派内の台湾派に対する説得を行うための布石と理解された。また、福田首相は在中国佐藤大使に条約交渉再開の指示を与え、これによって2月4日から非公式の接触と協議が開始された。また福田首相は、中日友好協会(張香山会長)の招待で3月に訪中する公明党代表団の矢野紇也書記長に、①自分は条約締結に熱心であり、速やかに必ず実行するつもりであること、②日本はいかなる国とも平和友好でなければならないことを中国が理解することを望むこと、の2点を中国指導者に伝えることを依頼した。

張香山の報告を受けた鄧小平は、3月14日に矢野書記長一行と会見して、中国の条約特に反覇権問題に対する態度及び福田首相の2点の意見に対する回答として、次のように述べた。

本来反覇権条項を含めた条約は順調に解決されるはずだった。大変遺憾なのは、三木首相は反覇権問題だけを持ち出し、その結果本来は問題にならない者を問題にしてしまった。本来論争する必要もない枝葉の問題を、必ず解決せねばならない原則問題としてしまったのだ。本来ソ連はこの問題について口を出せなかったのであるが、三木氏のこのような態度を見て、この時とばかり圧力をかけてきた。本来右翼にも口を出させなかったのだが、後からこの問題は彼らに絶好の攻撃材料にされてしまった。ここまで問題にされたからには、条約締結時に是非とも反覇権をはっきりさせておかなければならない。

(福田首相の②の点について)いかなる国も平和友好を望んでいることは理解できる。我が国もそうである。反覇権条項は、決して他の国と平和友好であってはいけないう性格を持つものではない。問題は、もしソ連が横暴非道なことをし、覇権行為を行うなら、誰が彼らと平和友好を発展させるというのだろうか。もし中国が東南アジアあるいはアジア地域で覇権行為を行うなら、誰が我々と友好関係を結ぶのだろうか。この問題はもうこれ以上説明する必要はないだろう。

(日本外務省が条約の冒頭に「本条約は、日中平和友好の発展を目的としたもので、第三国に対するものではない」という言葉を書き入れることを強く希望しているという矢野の質問に対して)これは逆に問題を作り出してしまいかねない。福田、園田に伝えてほしい、ソ連は元々このカードを持ち合わせていなかった。三木が与えたのだ。あなた方がこの問題で軟弱になればなるほど、彼らは凶に乗ってくるのだ。

(「決断」の意味を問うた矢野に対し)とても簡単なことである。共同声明から後退せず、少しでも前進すべきであること。前進できなくとも、少なくとも後退しないこと。福田首相が少しでも前進できたら、中日友好関係史に彼の名前が書きこまれるだろう。…我々は、福田、園田が田中、大平と同様に、我々の友人になることを心から希望すると伝えてほしい。

中国側は矢野に、福田に対して以下の内容を伝えることを要請した。

①中国政府は共同声明の基礎の上に早期に条約を締結することを主張している。

②中日が平和友好関係を打ち立て発展させていくことは第三国に対するものではない。中日双方はともに覇権を求めないし、どのような国家や国家集団が覇権を求めることにも反対し、ある国が覇権を求めればその国に反対する。

③中日両国が覇権に反対するのは、両国政府が共同行動を取るということを意味しない。中日両国はおのおの独立自主の外交政策を持っており、互いに内政に干渉しない。

④条約交渉を再開することに中国側は何の障害もないため、いつでも推進することができる。…園田外相の訪中を歓迎する。

以上の鄧小平の発言内容について、林曉光は次のように指摘している。

第一、「反覇権」は中日の共同行動を意味しないという中国側の言い分は、実際は日本側が提起した「第三国条項」に多少接近しており、このようにして中国側は交渉を再開させることに貢献を行った。

第二、1975年10月3日に小坂善太郎に述べた「共同声明から後退することはできず、どのような説明をつけることも事実上後退することに当たる」という発言から、1978年3月26日の「私たちは共同声明の基礎の上に少し前進することができれば最適だと考えているが、少なくとも後退しなければそれで良い」という発言の間には、中国側が原則を堅持すると同時に臨機応変な戦術方針を排除せず、条約を達成するためには最大限の努力をしようとしたことが読み取れる。

1978年5月、福田首相は条約交渉再開を決意した。福田の決断を促した要因として、張香山は、中国側の「催促」、日本各界の「圧力」に加え、次の要因があったと指摘している。

第一、半年後に総裁選挙を迎える中で、実績作りが必要。

第二、日本財界の4つの現代化建設を進める中国との経済交流強化の要請。

第三、「日中は日中、日ソは日ソ」という認識。

第四、アメリカの条約締結を支持する姿勢。

(鄧小平の対国内説得工作)

林曉光は、鄧小平が国内に対しても忍耐強い説得工作を行ったと指摘し、中共党内で徐々に次のようなコンセンサスを固めていったことを紹介している。

中国は繁栄と富強を望んでいるが、そのためには経済的な近代化を実現し、対外開放を行い、大胆に国外の先進的な技術や管理の経験を導入し、国際的なリソースを適切に有効に利用していかなければならない。外交的な突破、特に先進国との外交を推進していくことは、改革開放路線が順調に実現できるかどうかにかかわる重大な問題だ。日本は経済規模が世界第二位となっており、日本は中国の対外開放とリソース導入にとって重要な対象の一つである。条約を達成することは、国家の安全保障を擁護し、国際的な覇権反対と統一戦線を推進するために必要であり、経済建設と改革開放にとっても必要だ。

その上で林曉光は、①鄧小平は復活して間もなく、また毛沢東のような権威もなく、最終的な決断を下す前には、党の最高政策決定層内部で自分の政策構想を受け入れてもらわなければならなかった、②鄧小平は周恩来のように有能で精力的で用意周到で心配りができたわけではなかったが、中日平和友好条約のような重要な対外政策については、鄧小平自身が全般的に考察し、肝心な会議には自ら乗り出してその場で指揮を執り音頭を取ることが必要だった、と指摘している。

(条約締結交渉)

福田首相は1978年5月24日に佐藤大使に交渉を命じた。5月31日、佐藤大使は韓念龍次官と会見し、北京で条約締結交渉を再開することで合意した。中国側は全体的な交渉方針として、「原則を堅持し、時を見て有利に導き、矛盾を利用し、積極的に勝ち取る。「反覇権条項」を条約の本文に書き入れることができさえすれば、それ以外の問題は適宜柔軟に解決して良い」と定めた(曲星『中国外交50年』2000年)。

交渉では、それでも「反覇権条項」の表現について論争になった。日本側は「第三国に対するものではない」あるいは「特定の国家に対するものではない」と明記することを主張した。中国側は「覇権を求めない国家に対するものではない」という表現にすることを主張した。

8月1日の晩、建軍節祝賀会に出席した中共中央政治局の5名の常務委員は、外交部の黄華(以下)と面会し、条約締結問題を討議した。討論の後、鄧小平が協議の達成に尽力するよう求める発言を行った。また彼は、交渉の中断や決裂は両国の友好関係を発展させていくのに不利である、と指摘した(張香山「中日締結と平和友好条約前後」『日本学刊』1998年代4期)。こうして、交渉を継続し成功を収めるための新たな政治的原動力が注入された。

日本外務省も8月4日の会議において次の二つの案を中国側に提案することとした。A案は「本条約は第三国との関係に関する締約各国の立場に影響しない」、B案は「両締約国は第三国の利益を損なう意図を持たない」であり、直ちに中国側に伝えられた(中国側はA案を受け入れ)。また、8月6日の閣議は、園田が訪中して最大限の努力で早期成功を推進することを決定した。

最終的に、条約第2条は「両締約国は、そのいずれも、アジア・太平洋地域においても又は他のいずれの地域においても覇権を求めべきではなく、また、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国又は国の集団による試みにも反対することを表明する。」、また第4条では「この条約は、第三国との関係に関する各締約国の立場に影響を及ぼすものではない。」とされた。林曉光は、共同声明の第7項を条約では「反覇権」と「第三国」の2条に分割したことで、問題は適切に解決され、反覇権の意義はより強調された、と評価している。

(鄧小平の園田外相との会見)

8月10日午後、鄧小平は園田と会見し、条約締結の意義、反覇権条項、尖閣・大陸棚問題について次のように発言した。

○条約締結の意義

「中日両国には2000年の友好往来の歴史がある。そのうちごく短期間だけうまくいかなかった。今後、我々の友誼は過去2000年を越えなければならない。国交回復は少し遅れたが、回復以降の両国関係の発展は決して遅くない。両国の人民は一日も早く条約を締結し、両国の友好関係をさらに確実なもの

するよう希望している。しかし、少し時間を無駄にしてしまった。我々は最後の一步を完成させなければならない。」

○反覇権条項

条約の中心的内容は反覇権である。反覇権は第三国に対してのものではないが、覇権行為を行った者、戦争を發動した者には誰であれ反対する。これは第三国だけではなく、自らに対してもそうである。今度の反覇権条項は、文字の上で若干の修正を行ったが、精神の中核部分については堅持したといえる。この文獻は「両国の過去に対する政治的総括であると同時に、両国関係発展の新たな起点」でもある。

○尖閣・大陸棚問題

中日間には全然問題がないわけではない。例えば釣魚島問題や大陸棚問題だ。こういう問題については今つきつめない方がよい。とりあえず隅に置いておいて、後でゆったりと話し合い、双方が受け入れることのできる方法をゆっくり相談すれば良い。私たちの世代に方法が見つからなかったら、次の世代、あるいはまたその次の世代がよい方法を考えるだろう(前掲『鄧小平思想年譜』)。要するに、「小異を残して大同を求め」ることが重要だ。我々はより多くの共通点をさがし、相互協力、相互援助の道を探るべきである。

(園田から中国漁船が尖閣海域に入った問題に言及したのに対して)鄧小平はまず中国の領土であることを強調し、それから問題はそのまま20年、30年放置しておいて良い、中国側から何かすることはあり得ない、と明確に述べた(呉学文他『中日関係(1945-1994)』1995年版)。「すべては今でのまま、20年、30年棚上げしよう」(前掲王泰平)。林曉光は、「こうして鄧小平は、「主権は私たちの側にある」という前提に基づきながら、「争いは棚上げする」ことで領土紛争を解決するという戦略的構想を提起した」と説明している。

(5) 条約の意義—中国の視点—(林曉光)

中日平和友好条約の意義は深遠で、多方面にわたっていた。

第一に、これは「中日の経済協力の政治的保証」となった。日本が中国に政府開発援助(ODA)を提供し、中国が国際的リソースと国際市場を効率よく利用して経済の現代化建設を加速するために、良い政治的条件が作り出された。

第二に、「中日関係の政治的総括」である。条約は「共同声明の各項の原則を継承し、その法律化を行い、中日友好の政治的基礎と法的な保障を提示」した。両国は外交理念と国際戦略思想についての相互理解を深めた。

第三に、中国外交の勝利である。条約は「地域の覇権に反対する」ことを明確に提起しているが、これは中国の外交理念とアジア太平洋戦略の構想を表明したものであり、二国間関係の範疇を超えて、地域の平和と安全のために強固な礎石を打ち立てたものである。

第四に、中国の「一条線、一大片」の国際戦略を推進したということだ。日ソ関係は冷却化した。(注)「一条線」:1973年2月17日に毛沢東がキッシンジャーに会見したときに提起。「一条線とは緯度のことだ。アメリカ、日本、中国、パキスタン、イラン、トルコ、欧州」これら諸国がソ連に対抗する国際反覇権統一戦線を形成する。

「一大片」:1974年1月5日に毛沢東が大平外相に会見したときに提起。「一条線」の周囲の国々。これら諸国が共同してソ連の拡張に対抗する。

第五に、「中国の対米外交が促進された」ということである。中日平和友好条約交渉と中米国交正常化交渉はともに1977年7月から始まったが、中国の指導者は高みから全体を見下ろし、二本の絵筆を同時に動かして、双方を相互に促進させ、より素晴らしい成果を収めた。

1977年8月、訪中したバンス国務長官に、鄧小平は中米関係の正常化を実現するために、台湾問題については条約破棄、撤兵、断交の3条件があり、日本方式で行うべきだと指摘した(前掲『鄧小平思想年譜』)。「中日交渉の進展によって中米交渉の行き詰まりは打破された。中日が条約を締結して4ヶ月後、中米両国も国交正常化コミュニケを発表した。

鄧小平は中国の内政と外交の全局を出発点とし、中日平和条約と中米国交正常化の問題を考察した。そして中日平和条約の締結プロセスが尖閣問題によって、また中米国交正常化プロセスが台湾に対する武器売却によって、それぞれ阻害されることのないように決意を固めた。これは戦略的な観点から政治的

決断をしたものであり、現実的な国益と長期的な外交戦略を結合させた深い考えであった。さらにまた、
・改革開放政策を実施するためにより有利な国際的環境を整えようとするものだった。…対日外交で対
米外交を推し進め、外交で工作重点の転換と発展戦略の調整を推し進めるというのは、外交と内政、国内
の工作重点の転換と改革開放の実施の間のそれぞれの相互関係に対して、鄧小平が全体的な戦略的思
考を行った結果である。

ちなみに1978年12月15日に米中が合意した「アメリカ合衆国と中華人民共和国との間の外交関係樹立に関する共同コミュニケ」には次の規定が含まれている。

“2. The United States of America recognizes the Government of the People’s Republic of China as the sole legal Government of China.”

“5. Neither should seek hegemony in the Asia-Pacific region or in any other region of the world and each is opposed to efforts by any other country or group of countries to establish such hegemony.”

“7. The Government of the United States of America acknowledges the Chinese position that there is but one China and Taiwan is part of China.”

Ⅲ 中国の「改革開放」と日中関係

福田内閣は日中平和友好条約締結にこぎ着けたが、1978年12月の自民党総裁選挙では大平正芳に敗れて退陣に追い込まれた。その後の首相は、大平正芳(1978年12月～1980年6月)、鈴木善幸(1980年7月～1982年11月)、中曽根康弘(1982年11月～1987年11月)、竹下登(1987年11月～1989年6月)である。この間、中国では鄧小平が死去する1997年まで実質的最高指導者であり続ける。

1978年12月に成立した大平政権は、1979年12月の大平首相訪中に際して、中国の近代化建設に協力を行う意図を表明し、翌年から政府開発援助(ODA)を実施した(対中 ODA は、改革開放政策に乗り出した中国の道路、鉄道、空港、港湾、発電所といった大型経済インフラ整備に対して大きな貢献を行うことになった)。日中政治関係としては、大平首相訪中後、華国鋒首相訪日(1980年5月)、国交正常化10周年における日中首相相互訪問(趙紫陽首相訪日5月、鈴木首相訪中9月)、胡耀邦総書記訪日(1983年11月)、中曽根首相訪中(1984年3月、1986年11月)、竹下首相訪中(1988年8月)、李鵬首相訪日(1989年4月)が行われている。1980年代の日中関係は、1982年のいわゆる「歴史教科書問題」及び1985年の中曽根首相の靖国神社公式参拝を除けば、おおむね順調に推移したといえるだろう。

私自身に即していえば、1980年8月から1983年7月まで中国大使館に政務参事官として在勤して1982年の「歴史教科書問題」を体験したこと、1983年8月から1985年7月まで中国課長として胡耀邦訪日と中曽根訪中を担当したこと、そして中国課長から地域政策課長に変わった途端に中曽根靖国神社公式参拝が起こって「後始末」に追われたことが主な出来事だったと言える。1989年4月にいわゆる「天安門事件」が起きたときは、ちょうど外務省から文部省(当時)に出向して東大教養学部教授として第二の人生を踏み出したときだった。

以下では、歴史教科書問題、胡耀邦訪日、中曽根靖国参拝、天安門事件を取り上げて、1980年代の日中関係について点描する。

(1) 歴史教科書事件

1982年に起こったいわゆる歴史教科書問題については広く知られていることなので省略し、日本政府がどのように事態の收拾を図ったか、についてだけ振り返っておく。

1982年8月26日、宮沢喜一官房長官は「歴史教科書」についての官房長官談話を発表した。談話は、「韓国については、昭和四十年の日韓共同コミュニケの中において「過去の関係は遺憾であって深く反省している」との認識を、中国については日中共同声明において「過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことの責任を痛感し、深く反省する」との認識を述べたが、これも前述の我が国の反省と決意を確認したものであり、現在においてもこの認識にはいささかの变化もない」とした上で、「このような日韓共同コミュニケ、日中共同声明の精神は我が国の学校教育、教科書の検定にあた

っても、当然、尊重されるべきものであるが、今日、韓国、中国等より、こうした点に関する我が国教科書の記述について批判が寄せられている。我が国としては、アジアの近隣諸国との友好、親善を進める上でこれらの批判に十分に耳を傾け、政府の責任において是正する」と述べ、「今後の教科書検定に際しては、教科用図書検定調査審議会の議を経て検定基準を改め、前記の趣旨が十分実現するよう配慮する」とした。

ところが同年11月に開かれた教科書検定調査審議会は、社会科教科書検定基準として、「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」という規定(いわゆる「近隣諸国条項」)を加えた。「国際理解と国際協調の見地から必要な配慮」と、「過去の関係は遺憾であって深く反省している」との認識(日韓共同コミュニケ)あるいは「過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことの責任を痛感し、深く反省する」との認識(日中共同声明)との間の懸隔はあまりにも明かだ。官房長官談話が明確な方向性を示したにもかかわらず、審議会は国際的配慮で歴史教科書検定を「さじ加減」するとしたのだ。

その後の歴史教科書がたどった歴史が一目瞭然にしているとおりに、国内政治の留まるところを知らない右傾化の流れのもとで、歴史教科書はかつての原形をとどめないまでに「皇国史観」を押し出す中身へと変貌している。「いま」にのみ生きる私たち日本人の多くは日韓共同コミュニケ及び日中共同声明の存在すらもはや記憶しない。しかし、日本の植民地支配及び侵略戦争によって塗炭の苦しみを味わった韓国、中国をはじめとする東アジア諸国及び人々は過去の歴史を決して忘れない。現在の深刻なまでの日韓関係、そして菅政権の中国に対する敵意むき出しのアプローチは、いやが上にも日本の過去の歴史を彼らに思い起こさせるのである。

(2) 胡耀邦訪日

1983年11月の胡耀邦総書記の訪日は、私が中国課長として初めて担当した「大事件」だった。このレジュメを準備する中でネットをいろいろ検索している中で、思いがけず服部龍二「中曽根・胡耀邦会談記録—1983, 84, 86年—」の存在を知った。情報公開請求で入手したという断りがある。私が作成した、1983年11月24日付中国課「日中首脳会談記録(その1. テタ・テート会談)」、1983年11月24日付中国課「日中首脳会談記録(その2 全体会議)」、1983年11月25日付中国課「日中外相会談記録」、1983年12月3日付中国課「胡耀邦総書記訪日(胡耀邦発言抜粋)」も含まれているのにはびっくりした。

私が胡耀邦の訪日の際に実現したいと思ったことは、日中関係を「相互信頼」の基盤の上で発展させていくことだった。当時の日中関係においては「平和友好、平等互惠、長期安定」のいわゆる日中三原則があった。中国在勤中、日中間には相互信頼が欠けているという実感を深めていたので、この三原則に「相互信頼」を加えて日中4原則にすべきだと考えていた。橋本アジア局長も賛成してくれて官邸に「上げた」ところ、中曽根首相も気に入ったらしく、胡耀邦との会談で提案し、胡耀邦は、「中国では四という数字は「事々如意」といい、縁起が良い」と言って賛成した。

ところが後がいけなかった。共同声明における「反省」をどのように受け止めるかという竹内好が提起した問題は「相互信頼」でも直ちにくり返されることになったのだ。つまり、中国側は、将来に向けて相互信頼を構築していくと認識する(それこそ、私の認識でもある)。ところが、中曽根首相は、「相互信頼」という文字を書き入れたことによって、日中間には相互信頼ができあがったことになると受け止めたのだ。これが彼の勝手に理解する「中曽根・胡耀邦信頼関係」となる。後で触れる靖国神社公式参拝における中曽根の勝手な論理は、「中曽根・胡耀邦信頼関係」があるのだから自分の靖国参拝について相手が文句を言うはずはない、と飛躍するのだ。その結末については後述する。

胡耀邦訪日に関して今も強烈に記憶しているのは、胡耀邦が国会で演説(1983年11月25日)するまでの経緯である。胡耀邦は訪日に際して国会で演説することを強く希望した。しかし、胡耀邦は中国共産党総書記であり、中国政府の要職に就いているわけではない。自民党の親台派議員を中心にして、胡耀邦の国会演説に反対する動きが出たのは当然だった。橋本アジア局長は折衷案として国会議員食堂で演説するというので反対派議員の説得に動いた。しかし、中国大使館は是非とも本会議場での演説実現を橋本局長に懇願し、私にも「なんとかならないか」と働きかけてきた。私は安倍晋太郎外相の一定の信頼を得るまでになっていた。橋本局長に無断で話を持っていった。すると安倍外相は、私のいる前で親台派の大物(安倍外相と同派閥)である藤尾正行議員に電話を入れ、話をつけてくれたのだ。中国大

使館には大いに感謝され、胡耀邦に随行して訪日した常設秘書の鄭必堅もその経緯を知っていたらしく、思いもかけず彼との知遇を得ることとなった。しかし、橋本局長の怒りはすさまじく、私は半年ほど口も聞いてもらえなかった。

(3) 中曽根靖国参拝

中曽根首相は首相としての靖国神社公式参拝に並々ならぬ意欲を持っていた。1983年及び84年にもその気配はあったが、アジア局はその都度、中国問題に理解がある後藤田官房長官(橋本局長と後藤田は同じ徳島県出身で「ツーカー」の仲だった)に働きかけて思いとどまらせてきた。しかし、1985年8月15日の参拝強行は、少なくとも私にとってはまったくの「不意打ち」の出来事だった。橋本局長は84年に転出し、後任の後藤局長は経済協力畑で働いてきた人でアジア問題には疎かったこともかかわっていたかもしれないが、真相は知るよしもない。当時の長谷川総理秘書官は理屈抜きに「総理絶対忠誠」の人物で、日本とアジア諸国との関係に及ぼす影響を考え、中曽根に意見を言うはずもなかった。いずれにしても、その8月からアジア局地域政策課長に配置換えになった私に「降りてきた」指示は「アジア各国に対してよく説明し、理解を得ること」だった。事実としての後日談は、中国、韓国等の反応のすさまじさを思い知らされた中曽根は、1986年以後は参拝しなかった。胡耀邦は、1987年1月に学生運動の責任を問われて辞任し、10月に降格され、89年4月15日に病死した。

(4) 天安門事件

天安門事件は、胡耀邦死去追悼を契機として起こった民主化を求める学生、市民の運動を発端とし、5月20日の戒厳令発動を経て、6月4日に戒厳軍が天安門広場から学生、市民を排除した事件を指す。この事件への対応をめぐり、学生等の主張に理解を示した趙紫陽総書記は、暴動を支持したとして鄧小平等の逆鱗に触れ、失脚に追い込まれた。

天安門事件については多くのことが語られており、私は「国際関係における人権問題」という角度からいくつもの問題提起をしたい。なんらかの「結論」を導き出したいという気持ちはまったくなく、私の問題意識の所在を皆さんにお話しし、この場で一緒に考えたいということである。

第一、国際人権規約がそうであるように、ひとくちに「人権」と言ってもその中身は実に多様であり、「政治的市民的権利」、「社会的文化的権利」、「生存権・生命権」、「環境権」、「マイノリティ(少数者)の権利」等々、様々な権利の相互関係についてどのように考えるのか。特に国際関係で問題となるのは、先進国は政治的市民的権利、マイノリティの権利を重視するのに対して、途上国は社会的文化的権利、生存権・生命権をより重視することから起こる対立である。アメリカと中国の対立はその典型である。

第二、天安門事件をはじめとする中国国内におけるいわゆる民主化運動は、自分たちの政治的市民的権利の全面的な実現を主張する一方、中国国内の貧しい人々の生存権・生命権の実現という問題には関心を払っている形跡がない(少なくとも私にはそう見える)という問題をどう考えるのか。一口には言えないが、この問題は多くの途上国で起こる民主化運動に共通していると見られるのだが、この問題を素通りすることは許されるのか。

第三、先進諸国による途上国の人権問題に対する介入・干渉・制裁等々が途上国の人権問題の解決実現を導いた例はあるか。私は寡聞にしてそういう実例を思い浮かべることができないし、圧倒的多数の実例はまったく逆の結果を生んでいるという事実をどう考えるのか。

第四、国際的な人権問題に関するいわゆる「国際世論」は先進国のメディアの圧倒的影響力のもとで形成される(先進国はそうして形成される「国際世論」を背景に途上国に対する介入・干渉・制裁を実行する)が、そうした「国際世論」は真実を忠実に反映しているか。私たちは、「権威主義のプーチン・ロシア」、「全体主義の習近平・中国」、「イスラム原理主義のハメネイ・イラン」、「独裁者〇〇の下にある△△」等々のいわゆる「レッテル貼り」をあたかも事実と受け止めてしまっていないか。最近の端的な例としては、「ジェノサイド・強制労働が行われている新疆ウイグル自治区」「一国二制が蹂躪された香港」「民主的な台湾を脅かす中国」がある。ノーベル平和賞を受賞されたダライ・ラマは正しく、中国のチベット政策は間違っている、という見方は国際的にはほぼ確立している。

第五、中国をはじめとする諸外国の人権問題に対する私たちのかかわり方は如何にあるべきか。「私たち」とは、日本という国家の主権者・国民であり、日本社会の市民であり、アムネスティ・インタナショナル、国境なき医師団等の国際 NGO に所属しているものであれば世界市民でもあるだろう。いくつかの属性を持つ私たちの国際人権問題に対するかかわり方、アプローチはどのようなものであるべきだろうか。

第六、特に中国と日本とのかかわりにおいては、同じ漢字表現を用いながら、その含意については、言葉によっては大きな違いがあるという問題をどのように踏まえるか、という悩ましい問題もある。「人権」という言葉を取っても、日本で通常理解されるのは西洋由来の抽象的「個」に「本来的に具わる権利」という意味であるが、中国における「人権」は「生身の人間」にとっての「生命・生活に密着した権利」という意味合いが強いように思われる。同じ問題は「尊厳」についても言える。ちなみに、香港の民主化運動の担い手における「人権」も前者に属し、それが故に本土側との接点は生まれようがなかったといえるだろう。